

政策情報～斉藤俊幸の地方創生塾④

<総務省>

地域経済循環創造事業

—地域再生マネージャー・斉藤俊幸—

総務省の事業で特徴的な事業は「地域経済循環創造事業」である。地域内の資金循環、エネルギー循環を作り地域自立を目指すこの事業は、農業、農産加工、販売という一連の資金循環を作るために有効である。地域経済循環創造事業は「緑の分権改革事業」がベースにある。

緑の分権改革事業は、地域主権型社会を確立するために、行財政制度だけではなく、エネルギーや食料の供給構造をはじめとした個々人の生活や地域の経済等における地域主権の確立を目指していた。そのため、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を転換することが目的だった。

つまり地域自立、食の自給、高齢者福祉の自給、エネルギーの自給、教育の自給を追求していた。これらは地域経済循環創造事業にも引き継がれ、地方創生におい

ても重要なテーマとして位置付けられるものである。

◇地域の資金循環に金融を巻き込む

地域経済循環創造事業では、「産学金官地域ラウンドテーブル」の構築がうたわれ、金融の役割がより明確となってきている。地域には資本がないわけではない。しかし、地域の人たちは貯金をしがちである。また大企業の株などに投資しており、地域の事業への投資に無関心である。一方で、地域の金融機関は安全重視で地域内の中小企業や地場産業などへの貸し付けには消極的で、資本は外に持ち出されてしまう。そのお金が回り回って外国の投資ファンドなどの資金として供給され、地域の老舗旅館が買ったたかれると言った事態が起こった。いわゆるハゲタカだ。

そこで、地域の資金で地域の有望な事業を立ち上げようという志のある事業が、地域経済循環創造事業だ。地域の資金循環に金融を巻き込み、資本の循環を定義した日本で初めての事業といえる。このため、地元銀行からの融資を前提として、5000万円を上限に事業費が助成される。

地域経済循環創造事業では地域資源を活用し、雇用創出等の社会的効果があるものの、十分な収益が期待されない事業に対して地方公共団体が初期の設備投資を支援するものと定義。事業対象は民間事業者であり、地方公共団体と地域金融機関等が民間事業者を支援するものである。

また、地域経済イノベーションサイクルを構築するに当たり、関係者のつながり（組織）として、地域ラウンドテーブルを構築・運営していくことが有効だと位置づけている。地域の元気創造事業者（産）、大学・NPO等（学）、地域金融機関（金）、地方公共団体（官）の連携の下に、地域資源を用いた事業を通じて、農地・山林の再生や交流人口の増加等の外部効果や地元雇用の創出が期待されるとしている。

燃料に放置間伐材を活用した木質チップを採用し、地域の林業者に還元する事業やナマコ加工廃棄物から機能性成分を抽出し、靴下・化粧品等に活用するなどの事業、耕作放棄地等を活用し、ブドウ園を造成してワインを醸造するなどの事業が進んでいる。これらの事例でわかる通り、農林水産業の振興に十分活用ができる交付金である。地方創生戦略の策定や地域再生計画の立案にあたり、活用可能な交付金である。

[<表紙・目次へもどる>](#)